

戸籍法施行規則の一部を改正する省令案の概要

第1 改正の趣旨

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行により、本籍地の市区町村以外の市区町村でも戸籍証明書等の交付が可能となること等に伴い、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）について、所要の規定の整備をする必要があるものである。

第2 改正の内容

1 本籍地以外の市区町村における戸籍証明書等の交付関係

本籍地以外の市区町村における戸籍証明書等の交付（いわゆる「広域交付」）が可能となることに伴い、請求者の本人確認の方法に関する規定を設けるなど所要の改正を行う。

2 届書等情報による事務処理関係

市区町村長は、届書等を受理した場合には、当該届書等の画像情報（届書等情報）を作成して法務大臣に提供することになることに伴い、届書等情報による戸籍事務の処理に関する規定を設けるなど所要の改正を行う。

3 戸籍電子証明書関係

戸籍に記録された事項を証明した電磁的記録（戸籍電子証明書）の請求が可能となることに伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する規定を設けるなど所要の改正を行う。

4 その他

戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱うための規定及び法務大臣が保有する戸籍の副本の保存に係る規定を整備するなど所要の改正を行う。

第3 施行日

令和6年3月1日